

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長
会議資料

令和7年3月

総務課

目次

1	次期介護保険制度改正について	1
2	重点支援交付金の対応について	2

参考資料

1	次期介護保険制度改正について	4
2	重点支援交付金の対応について	10

1 次期介護保険制度改正について

<次期介護保険制度改正の流れと検討項目>

(5ページ目) 今後のスケジュール(案)

- 介護保険制度は、原則3年を1期とするサイクルで PDCA を回し、事業の運営を行う仕組みとなっている。第 10 期の介護保険事業計画に向けて、昨年 12 月の介護保険部会で、制度改正の議論をスタートし、冬頃とりまとめ予定。

(6～7ページ目) 主な検討事項

- 前回の制度改正は、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化に向けて、介護情報基盤を整備し医療・介護サービスの質の向上を図ることや、介護サービス事業所等における職場環境改善・生産性の向上への支援等を内容とするもの。
- 次期制度改正に向けては、高齢化の進展、特に 85 歳以上人口の増加と、それに伴う医療と介護の複合ニーズを抱える方、中重度の要介護度の方、認知症を抱える方や独居の高齢者の方の増加に対応する必要がある。
また、上記のような高齢化の進展や生産年齢人口の減少に伴い、より一層介護人材の確保が課題となっている。
このような中、引き続き、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくりの推進、介護保険制度の持続可能性の確保・介護人材確保等を図っていく必要がある。
- このため、次期制度改正に向けて、「地域包括ケアシステムの推進」、「認知症施策の推進・地域共生社会の実現」、「介護予防・健康づくりの推進」、「保険者機能の強化」、「持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善」の5つを主な検討項目としている。

<「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会について>

(8ページ目) 2040 検討会

- 2040 年に向けて、高齢化・人口減少の状況や介護需要の変化には地域差がある。その中で、介護予防・健康づくり、人材確保とその定着、テクノロジーの活用等を通じて、地域包括ケアシステムをより深化した上で、地域差に応じたサービス提供体制や支援体制を構築する必要がある。そこで、介護保険部会での議論と並行して、2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方に関して時間軸・地域軸を踏まえた検討を行うため、今年1月に検討会を立ち上げた。検討会で議論の整理を行った上で、介護保険部会に報告し、制度改正に向けた議論を進めていく予定。
- 具体的な議論の進め方として、まずは、高齢者施策を中心に議論を行うこととしており、1月9日には、事務局から提示した「課題と論点」に沿って構成員の皆様にご議論いただいた。2月には、議論の参考に資するよう、地域で先進的な取組を行う自治体や事業者等からのヒアリングを行った。
3月3日には、構成員の意見やヒアリングの内容を踏まえ、中間取りまとめに向

けて論点を整理し、検討の方向性等について議論を行った。今後の予定については、春頃を目途に中間とりまとめを行い、その後、他の福祉サービスも含めた共通の課題について検討し、夏を目途にとりまとめを行う。

2 重点支援交付金の対応について

(11～12ページ目)

- 物価高騰に伴う支援に関しては、令和6年度の補正予算において、「重点支援地方交付金」の更なる追加が行われるとともに、本交付金の推奨事業メニューには、介護施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を継続することが盛り込まれたところ。
- 各都道府県に対しては昨年12月に事務連絡において、令和5年度に本交付金を活用して各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績をまとめてお示ししつつ、足下の状況を踏まえた事業の確実な実施についてお願いをしており、随時、活用状況のフォローアップを行うこととしている。
※1月末時点では、44都道府県において本交付金を活用した食費への支援を実施する予定としており、すでに事業を開始している自治体もある状況。
- 特に
 - ・ 訪問・相談系の事業所への光熱水費の支援においては、サービス提供地域が広域にわたる事業所等に対しては、補助額の設定に当たり嵩上げを行う等の配慮を、
 - ・ 食材料費については、補助額の実績や令和7年度の診療報酬上の対応も参考に、足下で食材料費が上昇している状況を踏まえ総合的な検討を、
お願いしているところ。
- 各都道府県における活用状況については、フォローアップを行うなど随時状況を把握することとしており、引き続き着実な実施とともに、支援が最大限活用されるよう、事業者への周知の徹底等にも取り組んでいただくようお願いする。

参考資料

- 1 次期介護保険制度改正について
- 2 重点支援交付金の対応について

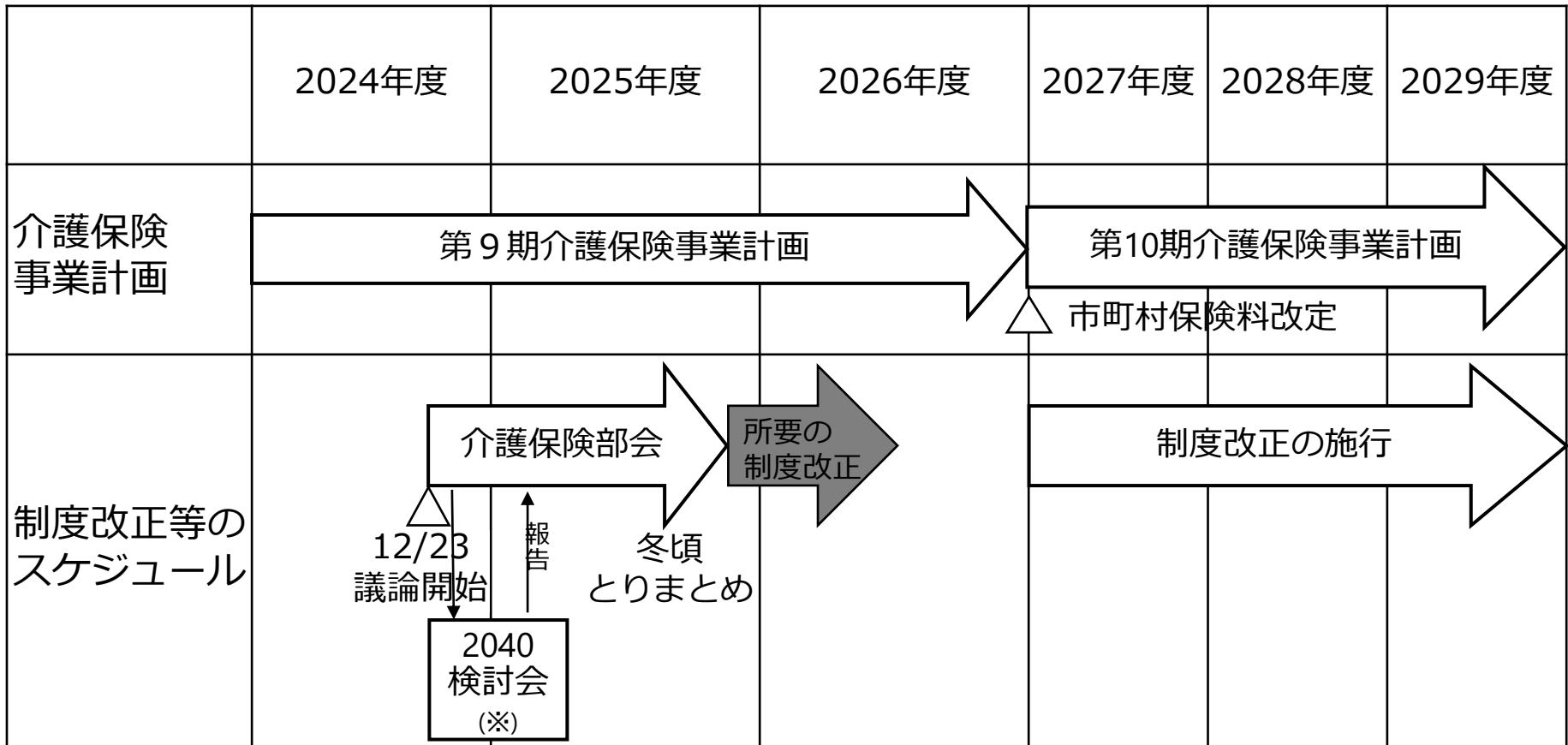


1 次期介護保険制度改革について



今後のスケジュール（案）

- 介護保険制度は原則3年を1期とするサイクルで財政収支を見通し、事業の運営を行っている。
- したがって、この間に保険料の大きな増減が生じると、市町村の事業運営に大きな混乱が生じることから、制度改正を行う場合、2027年度からの第10期介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に置いている。



(注) 介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会において議論。

(※) 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

主な検討事項について

- 前回の制度改正(※)では、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化に向けて、
 - ・ 介護情報基盤を整備し、医療・介護サービスの質の向上を図ること、
 - ・ 介護サービス事業所等における職場環境改善・生産性の向上への支援等に取り組んでいる。

(※) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)

- 次期制度改正に向けては、高齢化の進展(85歳以上人口の増加)、生産年齢人口の減少に対応し、介護人材の確保が課題の中、地域の介護需要に応じて、サービス確保を図っていく必要がある。

このような中、引き続き、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくりの推進、持続可能性の構築・介護人材確保等を図っていく必要がある。このため、本介護保険部会において、別紙のようなテーマについて議論していくことが考えられるのではないか。

また、2040年に向けて、人口減少のスピードは地域によって異なり人口構造も刻々と変わる中で、介護サービスをどう確保するかが課題であり、このような時間軸・地域軸を踏まえた検討については、介護現場の方も含めた検討会(※)を立ち上げ、議論した上で、本介護保険部会に報告し、本部会において様々な関係者のもと議論を行うこととする。

(※) 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

(別紙)

1. 地域包括ケアシステムの推進

(多様なニーズに対応した介護の提供・整備、医療と介護の連携、経営基盤の強化)

2. 認知症施策の推進・地域共生社会の実現

(相談支援、住まい支援)

3. 介護予防・健康づくりの推進

4. 保険者機能の強化

(地域づくり・マネジメント機能の強化)

5. 持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善

(介護現場におけるテクノロジー活用と生産性向上)

※検討項目については、今後の議論に応じて見直す。

- ・ **2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中**、予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、**地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要**がある。また、地域の状況によっては、事業者間の連携等を通じ、人材確保を図りながら将来の状況をみこした経営を行うことにより、サービス提供を維持していく必要がある。
 - ・ 上記を踏まえ、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について検討を行うため、本検討会を開催。具体的な議論の進め方としては、まずは高齢者に係る施策を検討した上で、その検討結果を踏まえ、他の福祉サービスも含めた共通の課題についても検討を行う（※）。
- ※老健局長が参集する検討会。事務局は老健局（社会・援護局、障害保健福祉部、こども家庭庁が協力）。

【主な課題と論点】

- ・ 人口減少スピード（高齢者人口の変化）の地域差が顕著となる中、サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制

	地域の状況	検討の方向性
① 中山間・人口減少地域	既にサービス需要減の地域あり	需要減に応じた計画的なサービス基盤確保
② 都市部	サービス需要急増（2040以降も増加）	需要急増に備えた新たな形態のサービス
③ ①②以外の地域（一般市等）	当面サービス需要増→減少に転じる	現行の提供体制を前提に需要増減に応じたサービス基盤確保

- ・ 介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上
- ・ 雇用管理・職場環境改善など経営への支援
- ・ 介護予防・健康づくり、地域包括ケアと医療介護連携、認知症ケア

【スケジュール】

- ・ 第1回は1月上中旬。その後ヒアリングを行いつつ議論し、春頃に中間まとめ（高齢者関係）
- ・ 中間まとめ以降、他の福祉サービスも含めた共通の課題について検討し、夏を目途にとりまとめ

※自治体等で先行的な取組みを進め、その状況報告を随時していただき、議論の参考に資するようとする

今後のスケジュール（案）

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会
(第1回) 令和7年1月9日資料4を一部改変

日程（予定）

議論する内容（予定）

第1回	1月9日	課題と論点
第2回	2月3日	ヒアリング・議論 ※地域で先進的な取組を行う自治体や事業者等
第3回	2月10日	
第4回	3月3日	論点整理と対策の方向性の検討
	春頃	高齢者施策にかかる中間とりまとめ

※ 中間とりまとめまでは高齢者施策を中心に議論

※ 中間とりまとめ以降は、それまでの議論も踏まえ、他の福祉サービスも含めた共通の課題について検討し、夏を目途にとりまとめ（予定）

2 重点支援交付金の対応について

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円)
※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
 ② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
 ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について（令和6年12月2日・26日付け事務連絡（抄））

介護サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について（令和6年12月2日付け事務連絡）

介護サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、2事業の両方を実施していただくようお願いいたします。（略）

また、支援に当たっては、

- ・ 介護事業所の負担軽減を図る観点から、申請様式において、事業所が実際に記載する項目を極力少なくなるよう自治体で選択項目として提示できる部分については、自治体であらかじめ記載する
- ・ 本交付金に関するコールセンターを設け問い合わせ対応を行うとともに、未申請の介護サービス事業所・施設等に対し申請に向けた働きかけを行う等の取組を行っている自治体もありましたので、参考にしていただき、多くの介護サービス事業所・施設等において活用いただけるよう取り組んでいただくようお願いいたします。

＜光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車両の燃料代等）高騰への支援事業＞（令和6年12月2日付け事務連絡）

光熱水費の高騰につきまして、令和5年度に各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績は、下表のとおりです。

訪問・相談系の事業所に対する支援に当たっては、補助額の設定に当たり、中山間地域等に事業所が所在する場合や、中山間地域等に居住している利用者
者にサービス提供を行う場合など移動距離が長い事業所における車両の燃料代に対応する観点から、例えば、特別地域加算等の対象地域に所在する事業所
（加算の算定の有無は問いません。）やサービス提供地域が広域にわたる事業所については、嵩上げを行う等配慮を検討いただくようお願いいたします。

		平均値	上位25%	最大値
訪問・相談系	事業所当たり	6.3	8.5	23.0
	(参考) 月額換算	0.5	0.7	1.9
通所系	事業所当たり	23.3	29.0	94.3
	(参考) 月額換算	1.9	2.4	7.9
多機能系	実利用者当たり	0.9	1.1	3.6
	事業所当たり	21.9	27.1	79.2
	(参考) 月額換算	1.8	2.3	6.6
入所・居住系	施設当たり	112.0	146.2	495.4
	(参考) 月額換算	9.3	12.2	41.3
	定員・実利用者当たり	2.1	2.8	9.4

- ※1 上掲の表のうち、事業所あたりの補助額は、令和5年度に各都道府県が実施した支援事業について、事業所あたりの平均的な支給額をまとめたものであり、参考の月額はその総額を12で除した目安の数字。なお、補助額については、令和5年介護事業経営実態調査等の実利用者数等をもとに、厚生労働省老健局において試算したもの。
- また、食材料費分として明確に区分を分けて対応している補助額は、含めていない。
- ※2 聞き取り調査等により把握した範囲では、
- ・ 訪問・相談系サービスに対する支援を実施した都道府県は44
 - ・ 通所・多機能系サービス事業所に対する支援を実施した都道府県は46
 - ・ 入居・居住系に対するサービスは全ての都道府県で実施をしていた。

＜食材料費高騰への支援事業＞（令和6年12月26日付け事務連絡）

（略）令和5年度に本交付金を活用し実施された食材料費の高騰に対する各都道府県の支援状況を聞き取り調査等により行った結果として、入所・居住系サービス事業所に対する補助額は、最大で定員・利用者数当たり約22,000円（1日当たり約60円）、上位25%で定員・利用者数当たり約9,000円（1日当たり約25円）であったこと等をお示ししていたところです。

今般、医療分野においては、令和7年度予算における診療報酬上の対応として、入院時の食費基準額を1食当たり20円（1日当たり60円）引き上げることとされたところです。

これらの情報を参考に、予算化に当たり検討いただくに当たっては、足下で引き続き食料費が上昇している状況を踏まえ総合的に検討をいただくようお願いいたします。

加えて、支援に当たっては、入所・居住系の介護サービス事業所だけでなく、通所系・多機能系の介護サービス事業所についても同様の支援をいただくようお願いいたします。